

# 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部会報

No.  
**21**

■発行/編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

■発行場所 〒108-0023 東京都港区芝浦2-2-15-301 キョウエイハイツ田町3階

電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505 E-mail:jashcont@basil.ocn.ne.jp <http://www.jashcon-tokyo.com>

2015/5/15



## 「絶対安全は存在しない、 残留リスクを見逃さない」



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長 山口 忠重

### ●第12次労働災害防止計画と安衛法改正

第12次労働災害防止計画の活動開始後2年経過しました。昨年は8月に厚生労働省から緊急要請が出されるなど、必ずしも順調とは言えない歩みを進めています。5年計画の3年目は計画の成否を左右する重要な中間年になります。また昨年

6月25日公布された改正安衛法令が順次施行されていきます。弊支部としても、腹を据えた取り組みが必要です。

### ●最近の重大災害

昨年6月に内閣官房、総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省の関係省庁会議で石油コンビナート等における災害防止対策検討がおこなわれ、報告書が出されました。最近の4件の重大事故(死亡災害)はいずれも非正常作業で発生していますが、原因や背景に3つの共通点①リスクアセスメントの内容・程度が不十分 ②人材育成・技術伝承が不十分 ③情報共有・伝達の不足や安全への取組形骸化が挙げてあります。

発災企業の事故調査報告書を見ると、共通する背景として、各社とも長年にわたる安定生産の継続が、技術は確立されているあるいは安全に運転されているとの過信につながり、安全意識のゆるみ・低下や危険に対する感性の低下などを招いていたと反省されています。福島第一原発では地震・津波により非常電源建屋の浸水で冷却系が停止し、原子炉がメルトダウンしました。残留リスクの見逃しでした。この大災害で絶対安全は存在しなかったことが立証されたはずなのに、その後も当該化学プラントではもう危険の芽は存在しないという安心感が支配的であったのではなかろうかと推測されます。

当該プラントに限らず多くの事業場で同様な実態が見られます。リスクアセスメント手法の基本的考え方は、「リスクは常に存在している(残留リスク)、ただ受け入れられるまたは許容される程度に抑えられているに過ぎないので常に事故は起こり得る」です。残留リスクを認識し共有化することが重要です。

### ●リスクアセスメントのレベルアップ

事業場診断時に上記報告書に指摘されるように設備・運転方法の変更時、非正常作業や緊急時を想定したリスクアセスメントまで実施している事業場に遭遇することはまだ多くはありません。また、東京労働局が毎年、建築現場を一斉監督しますが、昨年10月の298箇所の監督結果は63.8%に安衛法違反が見つかり、同時にリスクアセスメントの取組状況を調査した結果は、91.3%と良好な状況です。特定したリスクの低減策検討時には法令順守を優先することになっていますが、この結果の示す実施率と法違反率の相反関係は、実施レベル改善の必要性を示しています。コンサルタントとしてリスクアセスメントのレベルアップ指導に取り組む必要があります。また、このたび義務化される化学物質のリスクアセスメントにも取り組みましょう。

### ●専門家集団としての活動

弊支部は、日本労働安全衛生コンサルタント会の中で会員数最大で、労災が多発した高度成長時代を生き抜いた団塊の世代等を含み、行政または企業内の安全衛生関連部門で長年の経験を積んだ会員、産業医、歯科医師、保健師等の会員から構成される専門家集団で、常に自己研さんにも努めています。お客様のご要望には個人で対応するばかりではなく、多種多様な専門家からチームを組んで対応する仕組みもできています。お客様の感じておられる懸念・問題点等に的確にお応えできると確信しております。支部員の皆様には友愛の精神で協力し合い、汗と知恵を出し合っていただきますよう期待申し上げます。



# 「第12次労働災害防止計画 3rd Stage 推進に向けて」



東京労働局労働基準部

安全課長 丸山 太一

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部の皆様には、日頃より、コンサルティングをはじめ、研修会等積極的な労働災害防止活動の取組にご尽力賜っておりますことを、まずもって御礼申し上げます。

さて、東京労働局管内の平成26年の労働災害について、休業4日以上之死傷災害は前年とほぼ同数、死亡災害は大幅な増加となりました。

特に、目立つのが建設業の死亡災害の増加、第3次産業の死傷災害の増加です。「労働災害は長期的には減少」というフレーズを昔はよく使っていたのですが、東京局においては、10年以上にわたって、死傷者数が9千件から1万件の間で増減を繰り返しており、このフレーズはもはや過去のものであるという認識をしているところです。景気の先行きや現状の人手不足感、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた工事やインフラ整備等の活発化等を踏まえると、今後、労働災害が更に増えるという強い懸念をもっており、第12次東京労働局労働災害防止計画「Safe Work TOKYO」の平成29年時点の目標「死傷災害8千件を割り込む」の達成が危ぶまれるところです。

このような中、第12次労働災害防止計画の3年度目(3rd Stage)を迎えたところです。労働局においては、「建設業における墜落・転落災害防止対策」「小売業・飲食店等における転倒災害防止対策」を安全分野における最重点課題として定め、積極的な取組を進めているところです。これら最重点を中心に、種々の施策によって、今後、毎年6%労働災害を減少させ、残り3年で最終目標を何とか達成したい、と考えております。

一方で、労働災害防止に向けた取組は、行政だけで進められるものではなく、皆様方専門家とも連携してこそ効果的になし得るものと考えています。特に第3次産業の分野においては安全対策が遅れており、安全に対する意識が低いところも多いため、皆様方の能力を遺憾なく発揮いただける場があるものと活躍を期待しているところです。しかしながら、皆様方がこの分野で活躍するためには、報酬に見合った以上の経営上のメリットがある、ということを経営者に分かっていただき、それを実践し、実績を積み重ねていく必要があると考えます。逆に、報酬に見合った以上のメリットを上げることが出来なければ、専門家としての存在意義が問われることになりかねませんので、引き続き、切磋琢磨いただき、専門家集団としての存在意義を更に高めていただきたいと思います。

今後とも、「Safe Work TOKYO」の目標を達成すべく、貴会東京支部並びに会員の皆様におかれましても引き続き、事業場における労働災害防止活動の推進にご尽力いただきますとともに、「Safe Work TOKYO」のロゴの周知・活用につきましてもご協力をよろしくお願いいたします。



## 「第12次労働災害防止計画の3rd Stage における労働衛生対策の推進について」



東京労働局労働基準部

健康課長 神山周二

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より労働者の安全と健康確保のため、ご協力をいただきお礼申し上げます。

東京労働局では、平成25年度より第12次東京労働局労働災害防止計画をスタートさせ、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに、官民一体で災害防止に取り組んでおります。労働衛生対策については、健康確保・職業性疾病対策に取り組むこととし、平成27年度は、3年度目(3rd Stage)となり、一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

さて、働く人たちの健康をめぐる状況は、東京労働局管内の定期健康診断の結果報告では、「何らかの所見を有する」労働者は、平成26年では52.1%に上っています。

業務上疾病による休業4日以上死傷者数は、平成14年から増加傾向を示していましたが、平成25年は843人と前年に比べ209人減少しました。しかし、その内「災害性腰痛」が約6割を占めていることから、「職場における腰痛予防対策指針(平成25年度改定)」に基づく腰痛対策を積極的に進めていく必要があります。

平成26年の東京都における労働者1人当たりの年間総実労働時間は、1,798時間であり、前年に比べ4時間減少し、また、パートタイム労働者を除いた一般労働者の年間総実労働時間は、1,956時間と前年に比べて5時間減少しています。しかし、リーマンショック以降、一般労働者の年間総実労働時間数は増減を繰り返しながら、全体としては、増加傾向を示しています。

東京労働局における平成25年度の脳・心臓疾患(過労死等)の請求件数は116件で、認定件数は38件となっています。今年度は労働基準行政の最重点と位置付けて過重労働対策に取り組むこととしており、監督指導等により、医師による面接指導等の実施及び衛生管理体制の整備の徹底を図り、小規模事業場に対しては、東京産業保健総合支援センターの地域窓口(地域産業保健センター)の活用を勧奨します。

また、平成24年の胆管がん事案の発生以降、昨年11月には有機溶剤中毒予防規則の規制対象だった10物質が特定化学物質障害予防規則の規制対象となり、特別有機溶剤として管理されているところであり、化学物質による健康障害防止対策は、今年度の労働衛生分野での最重点と位置付け、化学物質取扱い事業場に対し、計画的に、監督指導等を実施し、化学物質取扱い事業場における労働者の健康障害防止を進めています。

メンタルヘルスを取り巻く現状として、我が国の自殺者数は、平成26年は25,427人と前年より1,856人減少しました。東京都の平成26年の自殺者数は、前年から約186人減少し2,636人となっています。

また、東京労働局における平成25年度の精神障害等の労災請求件数は236件で、認定件数は80件あり、前年度に比べ10件減となっています。

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づく対策について、経営トップ等が方針表明により、先頭に立って取り組むよう指導・要請等していくこととしています。

なお、改正労働安全衛生法に基づき創設されたストレスチェック制度については、①一次予防を主な目的とする ②労働者自身のストレスへの気づきを促す ③ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的として本年12月1日から施行されることから周知・徹底を図ります。

これらの重要課題の取り組みは、貴支部並びに会員の皆様のご協力をいただき進めていきたいと考えています。一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

## 平成26年度活動状況

### 企画委員会



副支部長・企画委員会委員長 中河原 一 秀

平成26年度の企画委員会活動結果を以下に報告します。(以下、労働安全衛生コンサルタントを単にコンサルタントと略します。)

1. 過去の顧客に対するコンサルタント活用の働きかけ  
過去の顧客依頼業務のリポートを目指し、次の顧客群(計約70法人)にコンサルタント活用の依頼状及びコンサルタント会パンフレットを郵送し、電話(一部訪問)による接触を試みました。
  - (1) コンサルタント会東京支部により平成20～22年に業務実績のあった顧客…約45法人
  - (2) コンサルタント会の全国支部による平成24～25年の業務実績を参考に東京地区で展開が見込まれる顧客…約25法人この働きかけは業務依頼に直ちには結び付きませんでした。近い将来に結び付くことを期待しています。
2. 労働安全衛生診断実施結果報告書(以下、報告書

と略します)の手引きの見直し

コンサルタント会東京支部の「報告書等の様式、文書類の統一化」の手引きを見直し、同支部幹事会の承認を得て下記を制定しました。

- (1) 報告書作成手引き
- (2) 報告書の様式
- (3) 報告書添付写真説明の様式

この手引きの目的は、コンサルタントが作成する報告書の質を一定レベル以上に維持し向上するため、報告書の様式を統一することにあります。また手引きでは、報告書を顧客に提出する前の査読についても規定しています。

3. コンサルタント会東京支部のホームページ見直し  
ホームページにおいてコンサルタントは何が出来るかについて、第12次労働災害防止計画も反映させ、簡明に示すように見直し、その案をもとに広報委員会によりホームページが更新されました。

### 事業委員会



事業委員会委員長 林 正 泰

- コンサルタントの知名度向上対策

私ども労働安全衛生コンサルタントは事業場の安全衛生水準の向上のため活動していますが、PR不足もあってコンサルタントの知名度は十分とは言えません。ついては今年度は知名度の向上に取り組んで行こうと思っています。

- 今年度の特色

1. 労働安全・衛生コンサルタントのPR機会を増やす  
コンサルタントの皆様は診断・指導・講演などで事業場を訪問する時など、コンサルタントのPRに努めておられることと思います。このような日常の取り組みは最も大切なものでありますが、これに加え、今年度は労働基準監督署および労働基準協会が全国労働安全週間および全国労働衛生週間の準備月間に開催される準備集会の場をお借りして労働安全および労働衛生コンサルタントのPRをさせていた

だき、可能であれば相談コーナーも設置させていただくことを計画しています。コンサルタントに頼んで良かったことなど分かりやすく紹介して行きたいと思っております。

2. 労働安全・衛生コンサルタントをPRする資料を作成する

労働安全・衛生コンサルタントのPRを行うにはパワーポイントを使用することが有効です。安全関係のパワーポイント資料は作成しましたが、衛生関係についてのパワーポイント資料も作成し、コンサルタントの知名度向上を図りたいと考えております。

コンサルタントはこれまで安全衛生診断などにより安全衛生の課題を事業場の皆様とともに考え、解決してきました。これらの豊富な知識・経験をこれからの事業場の問題解決に役立てて行きたいと願っております。

### 広報委員会



広報委員会委員長 高野 忠 邦

東京支部広報委員会は支部広報誌の刊行およびホームページの管理に関する事項等を行っています。内容は支部外部には広報活動業務、内部には支部会員への情報提供や技術情報共有化があります。具体的には①従来から刊行されている広報誌の発行②自主作成のホームページ更新③労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントとして、実務に従事している業

務部員約110名の情報提供と技術情報の共有化を目指す活動を行っています。

1. 東京支部会報誌は年に1回発行しています。平成26年度については、紙面は16頁8,000部を刊行し、顧客や関係団体に配布させて頂き、労働安全衛生に関する活動状況ならびに官民合わせたご相談・ご支援出来る業務内容を掲載しています。平成27年

度は5月下旬を目途に発刊計画をしています。

## 2. ホームページの運営と活用

ホームページの更新には自主的に活動出来る体制を維持するため、この2～3年 作成・更新研究会を発足させ、更新の継続・継承をしています。ホームページ研究部会では、顧客要望、労働安全衛生に関する動向、技術ニュース提供や会員の業務情報公開を、少なくとも月に1回以上更新しています。

## 3. 東京支部業務会員の情報共有化と支部専用サーバーによるイントラネット利用

東京支部の事務局スケジュール、会議資料・業務資料のストックによる情報共有化を目指して、利便性のあるYahooのグループウェアを4～5年試みましたが、途中配信ストップになりました。即座に切り替えて平成25年度には東京支部に専用サーバーを設置しました。インターネットを通してグルー

プウェア・ソフト Aipoの利用を整い始めていました。利用内容は使い方の不慣れもあり遅々とした浸透状況でありました。一方東京支部へ昨年夏頃導入されたデータサーバーに付随するAipo同様のソフト・Alritがあることが判り、この1月初めに広報委員会・事務局で検証を開始し、経過3ヶ月でその有効性が同等以上(①ソフト利用無料②サーバーの高度なメンテナンス不要③支部のデータサーバーに付随)であると判断されています。27年3月の理事会において、利用することが承認されましたが、これには関係者へ新しいID・パスワードの発行等準備があり行程が遅れます。半年の試行期間を設けて経過・結果を確実に検証しながら、業務部員の利用と情報共有化を目指しています。新しいソフトへの切り替えのご理解を頂きたく宜しくお願い致します。

## 研修委員会

 研修委員会委員長 市川 英一

平成26年6月労働安全衛生法の一部改正があり、受動喫煙防止については平成27年6月までに事業場の実情に応じ適切な措置をする努力義務になります。化学物質のリスクアセスメント(RA)は640物質について平成28年6月までに実施が義務化となり、また、コントロールバンディングについての講習会が望まれるのではと考えます。メンタルヘルス不全の防止に向け、ストレスチェックの実施が平成27年12月から義務化となりますが、まだ事業場ではどのように対応す

るのか横にらみの状態です。そのほか、電動ファン付き呼吸用保護具が昨年12月から型式検定の対象となりました。

労働災害のないより快適な職場形成に向けて、労働安全衛生法の改正もありましたが、研修委員会は、各人の自己研さんを支援するため、幅広いテーマをあげるよう努めました。平成26年度は例年に比べ実施回数は少なかったのですが、下記研修会を開催いたしました。

回	開催日	会場	研修テーマ	講師(敬称略)
1	H26.6.26	学士会館	平成26年度の労働安全行政の動向	丸山 太一 東京労働局 安全課長
			平成26年度の労働衛生行政の動向	渡邊 富雄 東京労働局 健康課長
			印刷業界の有機溶剤の管理と作業環境改善の取組み	労働衛生コンサルタント 岡田 賢造
2	H26.9.19	港勤労福祉会館	労働安全衛生法の一部改正する法律のあらまし	労働衛生コンサルタント 後藤 博俊
3	H27.3.6	東京産業保健総合支援センター	機械安全について 厚生労働省委託事業の報告 小売業労働災害防止支援事業 飲食業労働災害防止支援事業 荷役作業労働災害防止対策推進事業 リスクアセスメント研修事業 受動喫煙防止対策支援事業	労働安全コンサルタント 中島 次登 労働安全コンサルタント 浦山 斉 労働安全コンサルタント 田中 一郎 労働安全コンサルタント 川田 有一 労働安全コンサルタント 坂崎 洋雄 労働安全衛生コンサルタント 鈴木 信生
4	H27.5.8	東京産業保健総合支援センター	保護具の取扱いについて	興研株式会社 篠宮 真樹
			外国人技能実習生受け入れにおける安全衛生の問題と今後の展望について	公益財団法人 国際研修協力機構 安全衛生アドバイザー 金杉 純夫
5	H27.5.24	支部事務所	新業務部会員オリエンテーション	支部役員、専門委員会委員長

# 「安全装置使用上の留意点」

(機械安全より)



労働安全コンサルタント  
(機第331号)

中島 次登

労働安全衛生規則の中の一部には、動力機械や動力装置等を使用する際に作業者が挟まれたり、巻き込まれるおそれがあるときは、覆い、囲い又は柵を設ける等危険を防止するための必要な措置を講じなければならないとあります。原則は危険源と作業者を隔離することです。次善の策として、施行通達等に両手操作式安全装置(起動装置又は制御装置の表記もあります)又は光線式安全装置等が含まれると記載されています。

これらの安全装置を選定し使用、又は事業場の安全衛生診断を実施される際には、次の事項について留意してください。

## 1. 安全装置は適切に取り付ける必要があります。

動力機械又は装置にブレーキが装着しているかどうかによって、動力を遮断してから停止するまでの時間が大きく異なります。この停止性能に応じた安全距離を確保していなければ、作業者が不意に危険限界に身体の一部が侵入した時には安全の確保はできません。

## 2. 安全装置を使用する際には安全距離の確保が必須です。

### (1) 両手操作式安全装置

両手操作式安全装置は、作業者がスライドの作動中に操作ボタンから手を離して、危険限界に手が達するまでにスライドの作動が停止するものです。

押しボタンと危険限界との距離は、作業者の手の移動速度を1.6m/秒として次式により計算した安全距離以上でなければなりません。図1

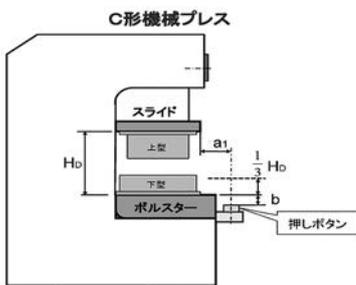


図1 押しボタンの取付位置

$$D = 1.6 (Tl + Ts)$$

$$D < a1 + b + 1/3 HD$$

D : 安全距離 (mm)

Tl + Ts : 最大停止時間 (ms)

1.6 : 手の速度 m/s

a1 : 押しボタンからスライド前面までの水平距離。

b : 押しボタンからボルスター上面までの高さ。

HD : ダイハイト

また、両手によらない操作を防止するためには次に示す措置が講じられている必要があります。図2参照

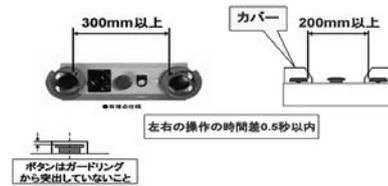


図2 両手押しボタン

イ 押しボタンの内寸法は300mm以上であること。

ロ 押しボタンに覆い等を設けたときの寸法は200mm以上であること。

ハ 左右の操作の時間差は0.5秒以内であること。

ニ ボタンはガードリングから突出していないこと。

### (2) 光線式安全装置

光線式安全装置は、作業者がスライドの作動中に危険限界に接近し、光軸を遮断すると、これを検知して危険限界に手が到達する前にスライドが停止するものです。

光軸と危険限界の距離は、両手操作式安全装置と同様に作業者の手の速さを1.6m/秒として次式により計算した安全距離以上でなければなりません。

また、光線式の必要な防護範囲を図3に示しましたので参照してください。

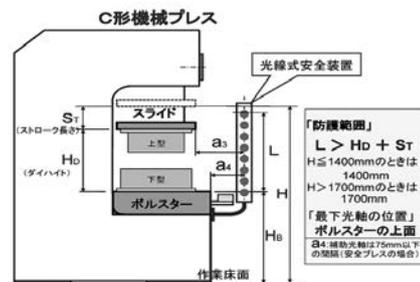


図3 光軸の取付位置と防護範囲

$$D = 1.6 (Tl + Ts) + C$$

$$D < a3$$

D : 安全距離 (mm)

Tl + Ts : 最大停止時間 (ms)

1.6 : 手の速度 m/s

C : 追加距離(光線式の検出能力に応じて追加距離を加算)

a3 : 光軸からスライド前面までの水平距離。

両手操作式安全装置及び光線式安全装置については、動力プレス機械構造規格(平成23年7月1日施行)に基づき記載しました。プレス機械以外の動力機械又は動力装置に安全装置を取り付ける際には、プレス機械と同様の型式検定に合格した安全装置を装着していただくことを推奨します。



## 「勤務医として 労働衛生コンサルタントとの係り」



整形外科医・労働衛生コンサルタント 有馬 亨

この度、東京支部より投稿のご推薦をいただきましたので、昨年月例会で研究発表したロコモティブシンドローム、高齢者の転倒骨折について述べ、また因らざるも昨年授章した秋の叙勲についてご報告させていただきます。

### 1. 勤務医として労働コンサルタントのかかわり

私は大学医学部卒業後、整形外科医として大学病院および関連病院に勤務し、最後に国立病院院長として定年退職してから13年です。産業医資格は病院在職中に取得しましたが、実質的な産業医としては定年退職後より某自動車製造会社の専任産業医となり約10年間務めました。この間、会社付属診療所の所長として、一般的産業医業務の他にとくに整形外科的観点から、自動車製造工場のライン作業での外傷や、作業姿勢による腰痛、頸部痛、肋骨疲労骨折などの障害について治療および予防対策に取り組んで学会等にも報告しました。その後、労働衛生コンサルタント資格試験のを知り、定年退職後ながら講習会に通い二度目の挑戦で合格しました。以来城西部会に入会させていただきお世話になっています。現在は同会社を退職し関連病院で整形外科医をしています。最近の入院患者は高齢者ばかりでとくに転倒による足腰の骨折が多いのに驚きますが、これらの治療もさることながら転倒予防対策の必要性を痛感しています。

### 2. 高齢者の転倒骨折とロコモ体操について

昨年の城西地区の研究会で発表したものですが、本邦の最新の平均寿命は男性80歳、女性86歳と戦後最高となりました。しかし、健康寿命は男性70歳、女性76歳と10年開きがあり、この差は何らかの病気ないし運動器の障害を呈し、かなりの人達が不健康状態で要支援、要介護などの療養生活を送っているものです。この運動器の障害の中には、主に脳血管障害による機能障害や、高齢者の転倒による脊椎骨折、大腿骨頸部骨折などが多くしめています。このような運動器の機能低下をロコモティブシンドロームと呼んでいます。従ってこれらを予防するロコモ体操は足腰の筋力低下を取り戻すもので、バランス訓練により転倒骨折を防止し、いわゆる健康寿命を延ばすことが目的です。これは高齢者の医療費の節減にもつながり国家財政的にも有意義と考えます。しかし最近深刻なことは認知症が増えてきたことで、さらに運動能力の低下が懸念されます。ロコモ体操を取得できれば体力も増強し、これが認知症の予防に繋がります一石二鳥となることを期待します。

### 3. 産業医からみた労働衛生コンサルタントのかかわり

私はこれまで約10年間、自動車製造工場の専任産業医でしたが、その仕事は会社のインサイダーとして作業管理、作業環境管理、健康管理です。とくに健康管理面では事務系職員の長時間残業の予防、メンタルヘルス対策でしたが、メンタル疾患の多くはうつ状態であり、職場の上司も頭の痛い問題です。今や診療所の保健師とカウンセラーで外部の精神科主治医と連携しながら指導に取り組んでいますが、個人情報関連もあり難しい問題です。今後、衛生コンサルタントとしてもこの分野はメンタル専門医を含めた検討が必要です。一方、自動車製造のライン作業では腰痛、関節痛、肋骨疲労障害などが多く、とくに整形外科の立場から関心を持ち、筆者はその改善に取り組んできましたが、その原因として身体的特徴もありますが多くは作業姿勢の不良が原因です。これは災害医学会でも発表しましたが、スポーツ障害の予防と同じで基本姿勢動作の教育が必要です。今後の衛生コンサルタントの指導内容としても使えるものと思われれます。(参考文献；有馬 亨ほか：ライン作業により生じた肋骨疲労骨折。日本職業災害医学会雑誌 55:145-153.2007)

### 4. 秋の叙勲・瑞宝章をいただいて

平成26年11月3日、厚労省より通達があり瑞宝小授章を戴くことになりました。これはかつて筆者が国立療養所病院の院長・副院長職を含めて約10年、その後名誉院長を10年務めたことによるものです。したがって労働衛生コンサルタントの実績としては関係のないものですので、今回このような依頼原稿をいただくこと大変恐縮しています。折角ですので簡単に述べますと、昨年11月に叙勲の伝達式が厚生労働省で行われ、厚労大臣より勲記および勲章をいただきました。その後、拝謁式のため皇居に赴き豊明殿にて叙勲者一同整列し、天皇のご挨拶をいただきました。なお、私の勤めた国立病院は戦前には陸軍省管轄として傷痍軍人の脊髄損傷患者を収容しており、かつては昭和天皇が慰問されましたが、戦後は一般の脊髄損傷専門リハビリテーション病院となりました。昭和39年のパラリンピックの選手を養成したころ、皇太子と美智子妃殿下が慰問されました。私が就任した当時はまだ傷痍軍人が残っており、最長年齢の脊髄損傷患者は90歳で世界でも最高齢の方でした。同院は現在、国立神経筋難病センターとして今後の発展が期待されています。

## リスクアセスメント

平成26年度中小零細規模事業場  
集団リスクアセスメント研修事業



コーディネータ 坂崎 洋雄

平成26年度の中小零細規模事業場集団リスクアセスメント研修事業は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が、厚生労働省から委託されました。

各都道府県の労働局から60事業集団が指定され、東京労働局管内では、東京都森林組合、東京ガラス外装クリーニング協会の2事業集団が指定されました。

担当講師は、坂崎 洋雄(コーディネータ兼務)、後藤 誠一、鈴木 信義(OJT)、森 達実(OJT)が選任されました。

### 1. 研修実施概要は、以下のとおりです。

#### (1) 東京森林組合

- イ 基礎研修 10月17日(金) 13時30分～17時  
会場：東京森林組合同会議室  
講師：後藤、OJT 鈴木 受講者：25名
- ロ 実践研修 12月9日(火) 13時00分～17時  
会場：東京森林組合同会議室  
講師：後藤、坂崎、OJT 森 受講者：17名

#### (2) (一財)東京ガラス外装クリーニング協会

- イ 基礎研修 9月30日(火) 13時30分～17時  
会場：(公財)東京都中小企業振興会館会議室  
講師：坂崎、OJT 森 受講者：16名

- ロ 実践研修 11月18日(火) 13時～17時  
会場：(一財)東京ガラス外装クリーニング協会  
会議室  
11月21日(金) 13時～17時  
講師：坂崎、OJT 鈴木 受講者：11名

### 2. 研修内容は、以下のとおりです。

- (1) 基礎研修
  - イ 講義によるリスクアセスメントの説明
  - ロ グループ討議方式でのリスクアセスメント演習
- (2) 実践研修
  - イ 各参加事業場でのリスクアセスメントの発表
  - ロ リスク低減措置についての演習と討議

### 3. 研修の成果

- (1) 良かった点
  - イ リスクアセスメントを初めて行った受講生には、リスクアセスメントに関心を持ってもらうことができました。
- (2) 反省点
  - イ 基礎研修の演習資料に、林業、ガラス清掃業に関するイラストが入っていませんでした。  
\*各グループで、自分たちが行っている作業を特定し、演習を行いました。
  - ロ 林業、ガラスクリーニング業に関する専門知識が不足していたので、適切な講評が出来ませんでした。

## 受動喫煙

職場における  
受動喫煙防止対策の委託事業



東京支部 専務理事 山室 栄三

職場における受動喫煙防止対策に関する厚生労働省の委託事業としては、(ア)受動喫煙防止対策助成金制度、(イ)受動喫煙防止対策に関する相談支援業務、(ウ)環境測定機器無料貸し出し業務がありこのうち(イ)については平成26年度事業受託業者として(株)インターリスク総研が受託し、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が実施者となり、下記事項を実施しました。

### 1. 受動喫煙防止対策に関する相談支援業務

- (1) 喫煙室の設置等各種技術的相談について、労働衛生コンサルタントによる無料電話相談を実施。必要に応じて無料実地指導も行う。(コンサルタント会本部実施)
- (2) 経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした無料説明会を実施。(コンサルタント会東京支部実施)
  - イ 合同説明会 労働基準協会等関係団体主催の会で9月～11月に合計8回実施、各会約100名

が参加

- ロ 主催説明会 支部が主催で受講者100名程度を目標に11月に1回実施  
これらの説明会では下記内容を説明しました。
  - (イ) 受動喫煙による健康への有害性(労働衛生コンサルタント)
  - (ロ) 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備等(労働衛生コンサルタント)
  - (ハ) 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)、安衛法改正の内容を含みます。東京労働局健康課担当者が講義)
  - (ニ) 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介(労働衛生コンサルタント)
  - (ホ) 質疑応答(全員)
- (3) 企業の研修や団体の会合に講師を派遣し、無料出前講座を実施。(コンサルタント会東京支部実施)

### 2. 改正安衛法と受動喫煙防止対策

平成26年6月25日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、事業者の受動喫煙防止措置が努力義務

となりました。効果的な分煙を実施するために、平成15年の喫煙対策ガイドラインに基づく施設・設備・喫煙室の基準は次のようになっています。

- (1) 最も効果的な対策は全面禁煙（敷地内または屋内）または空間分煙
- (2) 設備対策（空間分煙の場合、非喫煙場所に煙が漏れない喫煙室を推奨）
- (3) 喫煙対策機器（たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式を推奨）
- (4) 職場の空気の基準（粉じん濃度0.15mg/m<sup>3</sup>以下、一酸化炭素濃度10PPM以下、喫煙室入口の風速0.2m/s以上）

これらの要件を満たしているかという、気流の測定や粉じんの測定などはまだまだ定着していない状況です。

### 3. 不備な喫煙室の例

喫煙室を設置しても次のような不十分な内容で、分煙の効果を発揮していないものがあります。

- (1) 屋外に面した窓があり、開放した場合、風で非喫煙室に煙が流出。
- (2) 開口面積が不足している場合、給気不足で煙が排出されない、換気不足、負圧（喫煙室内が陰圧）となっているため扉の開閉が困難。
- (3) 換気ファンの能力不足のため、風速0.2m/s確保が困難。
- (4) 喫煙室が食堂や自動販売機などの近くにあるため、喫煙室より漏れ出た煙を利用者が吸入。
- (5) 喫煙室の設置個数が少ない場合、1か所を常時多数の喫煙者が利用しているため、入退室でドアがいつも開いている状態だったり、衣服等にしみ込んだ煙や、においが廊下、事務所などに発散するケースが散見。
- (6) 喫煙室の天井の煙の排気口がドアに近い位置にある

ために、ドアやガラリからの気流を短絡して排気して、室内の煙の排気が不十分。

これらの問題点に関し、コンサルタントは解決を図るようにアドバイスします。

### 4. 説明会実施に当たって

合同説明会では、各地の労働基準協会や労働基準監督署が主催する安全衛生大会等に30分から1時間の枠を取っていただき、受動喫煙防止対策について説明をしました。これらの出席者は主に各協会の会員会社を中心であり、各説明会には約100名が参加しており、事業所の全面禁煙あるいは喫煙室の設置を行っているところが約80%でした。しかし喫煙室の煙の屋外排気や0.2m/sの気流の要件を満たしているところは、わずかでした。

また、主催説明会は、約100名の参加者の確保が一番頭を痛めたことでありこれを確実にするために、東京労働局から多大なご協力をいただきました。業種と規模から1200事業場を選定いただき、開催案内と参加申し込み書を送付しました。更に当支部のホームページへの掲載をはじめ、労働基準協会のご協力を得てホームページへの掲載あるいは案内書の配布など、広く周知に努めた結果無事参加申込者が当初予定数に達しました。各地区の労働基準協会や労働局との密接な折衝や依頼などにご協力をいただいた担当の方々に感謝申し上げます。

### 5. 終わりに

事業所にあっては、平成27年度も実施される受動喫煙防止対策支援事業を活用して、受動喫煙の有害性の認識、喫煙室設置に関する技術的内容、受動喫煙防止対策の方法などを十分理解して効果的な対策を実施して健康で快適な職場環境の確保に努めることが望まれます。一方コンサルタントは、事業場訪問時に喫煙室の設置等についてその要件などの適切なアドバイスをすることが必要になります。

## 小売業

### 小売業労働災害防止支援事業の実施について



労働安全コンサルタント 浦山 斉

#### はじめに

第三次産業の中でも、小売業はとりわけ労働災害が多発している業種です。このため小売業の労働災害の減少は、喫緊の課題になっています。この様な状況を受け、平成26年度、標記事業が実施されることになりました。

業務内容、業務実施における留意点などを、以下に紹介します。

#### 1. 業務の概要

目的：職場内危険個所の見える化を推進し、転倒災害につながる不安全行動の撲滅を目指しつつ、コンサルティングの実施を通じて、安全

意識の普及・啓発を図り、小売業における労働災害の大幅な減少を目指す。

実施期間：平成26年10月10日～平成27年1月31日

目標診断件数：14件 診断担当者：4名

業務内容：事業場の診断受託の取付け、診断受託事業場への事前説明、現場診断及び報告書作成（好事例の収集、提案事項の提示を含む）

#### 2. 業務の実施に当たって

##### (1) 業務スケジュールについて

平成26年10月14日から候補事業場へのコンタクトを開始し、受諾戴いた事業場に対して、10月下旬から順次事前説明を開始、実際の診断は、平成26年11月19日を皮切りに平成27年1月28日まで実施しました。なお、小売業は、年内のピークとなるクリスマス商戦と、それに続く正月セールがあり、診断業務はもとより、電話コンタクトもはばかれるような期間（12月中旬～1月中旬）があります。事前

# 厚生労働省委託業務

説明と診断作業、延28回の訪問は、この期間を除いた約2か月間での実施になり、かなりタイトなスケジュールになりました。

## (2) 事業場の診断受諾の取付けについて

本事業委託者である厚生労働省からは、追加分を含め25件の診断事業場の候補が示され、内7件は、既に診断受諾意思があり、全て診断実施に至りました。他の18件は、各担当者が書面・電話・面談にて、受諾についての説得を丁寧かつ粘り強く行いました。また、先の候補だけではならず、各担当者の独自ルートでの診断事業場候補も十数件開拓し、同じく診断の受諾要請を行いました。このような要請活動を経て、必要件数の診断受諾を取付けることができました。受諾拒否の主な理由は、厚生労働省からの直接依頼が無い、実施の時期が多忙、事故が無い、本社承認が無いなどでした。昨年、労働安全衛生コンサルタントの知名度が無い事が、問題となりましたが、本年は電話コンタクトの前段に、書面による案内を発送しました。ビジネスマナーとしては、当然でもあり、コンサルタントに対する、事業場の一定の理解に有用だったと思われます。

## 3. コンサルタントに求められるもの

- (1) 製造業や建設業等と比して、小売業は安全衛生対策について、労使とも意識が低い傾向にあると言われています。また業務・作業内容にも小売業独特のものが有ります。コンサルタントは、業務遂行に当たり、このような前提を十分に理解して事業者と接す

る必要があります。

- (2) 担当者間や先方との連絡・調整、報告書の作成などには、ある程度のPCスキルが必要なのは言うまでもありません。また、連絡はほとんどがメールで行われますが、日常は顔を合わせることも無い診断担当者、事業場担当者などとの間では、時には意志疎通を欠くこともあります。この様な時にも良好な関係を維持できるコミュニケーション能力も重要です。さらに、事業場にとっては、忙しい業務の中での対応となり、必ずしも我々の要請を好感をもって受け入れてはくれません。本事業は、ある意味では「営業業務」と認識し、常に先方をリスペクトし、丁寧な言動と忍耐力のある交渉力が、特に必要であると考えます。

## 終わりに

本受託事業は、診断担当者の負担も大きい物が有りましたが、一方で、日本でもトップレベルのデパート、家電量販店、総合スーパーなどの労働安全衛生対策の実情を診断すると言う機会も得ました。今後の小売業の労働安全衛生対策の推進に寄与するとともに、各診断担当者も、多くの知見を得る事が出来たものと思います。

また、本診断業務については、当初、診断に抵抗感のあった事業所も含め、診断を実施した全事業場から、大変満足、又は満足したとの評価を頂きました。これは、我々診断担当者の心からの喜びになりました。今後の同様な事業に対して、診断担当者のみならず支部としても大きな自信につながるものと思います。

## 飲食店

### 「飲食店」の個別コンサルティング についての感想



労働安全コンサルタント 本橋 秀一郎

厚生労働省よりコンサルタント会本部が受託した第三次労働災害防止支援事業の「飲食店」について担当し、平成26年10月から始まり平成27年1月末で、終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

担当者は武田房人(城東北部会)、田中一郎(多摩部会)、檜山昭(多摩部会)、本橋秀一郎(城南部会・コーディネーター)の4名で実施いたしました。東京支部の実施予定は合計37事業場で、厚生労働省より仕様書で示された実施目標は14事業場でありました。メンバーの努力で目標の14事業を超えて、15事業場の実施をすることが出来ました。

## 1. 折衝から訪問まで

候補にあがった飲食店は、大きく分けてチェーン店と独立店舗に分かれていて、チェーン店の折衝は当然ながら本社が権限を持っており、独立店(居酒屋さんが多い)は店主に権限がありました。コンサルティングを断ってきた理由は、チェーン店では「厚生労働省の名を借りた、違法の詐欺行為ではないか」、独立店では「行政から目をつけられ

て、査察等の対象になるのではないかと。わずらわしい」というのがおんな理由のようでした。しかしコンサルタント会本部から飲食店組合等を通じて依頼した事業場は、詐欺の疑いをもたれなかったのか、ほとんどが依頼を受け入れていただけました。ただし、「診断無料」の呼びかけだけでは、交渉の糸口にはならないのではと感じました。

最初に折衝した恵比寿にある有名なフランス料理店では、本社と折衝するように指示されました。本社に何うと、厚生労働省とコンサルタント会間の契約書と私のコンサルタント会の会員証の提示を求められました。支部事務局に契約書を急ぎ取り寄せてもらい、提示いたしました。厚生労働省に電話をして、契約が真実であるか確認し、私の会員証から東京支部に電話し、真実の会員かどうか確認していました。詐欺行為に極度の警戒心をもっていることがわかったので、その後はメンバーに契約書と会員証を持参して折衝させるようにしました。折衝から現場訪問まで、かなり時間が掛りましたが、このフランス料理店は本社から受け入れの連絡をいただけました。

最初の訪問先はチェーン店ではなく、偶然にも「飲食店の安全衛生診断好事例集」(中央災害防止協会発行)の事例1に記載されているおでん店で、若い社長がてきぱきと応答していただきました。従業員は社員6名、パートタイマー4名で営業しており、新橋のビルの地階で100席ほどの客席があり、労働災害はここ3年間には1件もないとのこ

とでした。包丁での切創対策はベテランの料理長が目を光らせて指導しておりました。また階段を下りて客席に入る場所の衝突防止のため大きなカーブミラーがついていました。ただし、調理場の中に10mmほどの段差のある敷居が2か所あり、つまり可能性があるので、スロープに変えること。棚の上に1升瓶がたくさん置かれており、滑落防止の腰板を置くよう指導し、受け入れていただきました。

## 2. まとめ

一般に飲食店の調理場は類似したところが多く、敷居で

のつまずき防止、従業員同士の接触に対する対策が労働災害防止に対する重要な施策であると思います。

また、今回訪問した15の事業場では、KYTの実施を確認することはできませんでした。さらに、リスクアセスメントに関する質問が用意されていませんでしたので、実施状況は確認できませんでしたが、次回実施の折にはリスクアセスメントの実施状況も診断することが重要と感じました。

## 荷役作業

初めて陸災防受託業務を担当して



労働安全コンサルタント 藤間 政雄

### 1. 公募申込みの経緯

私は当コンサルト会に平成25年4月に入会し、その後、城東北業務部会に加入しました労働安全コンサルタント(土木)です。コンサルタントとしての経験も浅く、過去にも安全診断等を担当したことはありませんが、平成26年10月中旬の「荷役作業現場安全衛生診断等」担当者募集に申し込みをさせていただきました。

現在は、主に社会保険労務士として顧問先の労務管理等の指導に携わっております。労働災害が発生し労働者が死傷すると法的責任が企業に問われ、使用者に安全配慮義務違反や過失等があれば、被災労働者等から多大な賠償請求を受けるケースが多くなっています。このような企業責任を取らされないための事前対応策を顧問先から求められることがあります。そこで、労働安全コンサルタントとしての知識と経験等をさらに身に付け、顧問先によりきめ細やかなトータルサポートが提供できるようにと常に心掛けています。この度の機会を活用させていただき、先輩コンサルタントからの指導・助言を受けながら一緒になって受託業務をこなすことで、実践に基づいた確実なスキルと知識が得られると思いチャレンジさせていただきました。

### 2. 受託業務の内容

受託業務は、厚生労働省委託陸災防受託事業の『陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落等災害防止対策推進事業』に基づくもので、先輩の労働安全コンサルタントと二人で担当しました。受託業務の内容は、厚生労働省により事前に選定された5事業所に対し、平成26年10月下旬から翌年2月中旬までに荷役ガイドラインのチェックリストに基づき現場安全診断及び好事例の収集を行うことでした。しかし、事前に用意された要請文を対象企業に送付して協力依頼しましたが、1事業所で理解を得られず、急遽、コンサルタント会東京支部で他の事業所を選定していただき、無事に当初の目的を達成できました。

委託事業の趣旨は、陸運事業者の労働災害で荷台等からの墜落・転落、転倒、腰痛、荷役運搬機械災害が荷役作業時に約7割発生しており、その発生場所の約7割が陸運事業

者の直接管理がおよびにくい荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の所であります。そこで厚生労働省では、平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役事業の安全対策ガイドライン」を策定し、荷主等に対し安全な作業環境を提供する設備の設置等の取組の促進を図る等により、災害が多発している荷主等での労働災害防止対策の充実・徹底を図ろうとしています。

このように陸運事業者の荷役作業時の労働災害を防止するうえからも荷主等との連携体制は不可欠であり、過去の労働災害を分析したこのような試みは、とても有意義で効果的な施策であります。

課題としては、直接的に陸運事業者の労働者に対する安全衛生管理に携わらない荷主等に対し、如何にして労働災害防止をするための理解と協力が得られるかにあります。今回、選定された事業者を訪問し、荷役災害の防止に関するお願いをしてみました。まだまだよく趣旨を理解してもらえない事業者もあり、荷役ガイドラインの周知による荷主等の理解と協力を得るための普及活動は今後も求められます。

### 3. 現場安全診断等を担当して

今回は、ガイドラインの周知、荷役作業の安全確保のための改善の助言及び好事例の収集であり、訪問した事業者は、印刷業1箇所、食料品製造業3箇所、郵便業1箇所の5事業所で、各事業所でいろいろと工夫した労働災害防止対策を実施されており、その状況を直接拝見させていただきました。とても貴重な経験となりました。

訪問先の事業者との日程調整の際には、今回の現場安全診断等の趣旨が事前によく伝わっていないところもあり、先方の事業者は我々が何をしに来るか不安を持たれ、電話で趣旨を説明させていただき、何とかご理解を得て実施できました。私自身も担当した業種の安全診断等の経験も全くない状況で、当初はすごく不安と戸惑いを感じておりましたが、東京支部事務局の事前説明会での懇切丁寧な解説と先輩の安全コンサルタントの指導・助言により、何とか目的を達することができました。今後も機会がありましたらこのような公募に積極的に応募し、労働安全コンサルタントとしての経験をさらに積み重ねることで、スキル向上と的確な安全診断ができるように努めたいと思います。最後に今回の受託事業に関してご協力をいただいた事業所の関係者ならびに東京支部事務局、一緒に対応していただいた先輩の診断士に心から感謝を申し上げます。

## 支部活動記録 (平成26年4月～平成27年3月)

番号	月 日	項 目	場 所
1	4月8日(火)	安全管理特別指導・衛生管理特別指導事業場指定説明会	東京労働局
2	5月9日(金)	会計監査	支部会議室
3	5月21日(水)	第99回理事会	東京産業保健総合支援センター
4	6月1日(木)～30日(月)	労働安全衛生コンサルタント制度推進月間	
5	6月26日(木)	26年度第1回支部研修会 「今年度の労働安全行政の動向について」 東京労働局労働基準部安全課長 丸山 太一 氏 「平成26年度 東京労働局行政運営方針(労働衛生関係)について」 東京労働局労働基準部健康課長 渡邊 富雄 氏 「印刷業界の有機溶剤の管理と作業環境改善の取り組み」 労働衛生コンサルタント 岡田 賢造 会員	学士会館
6	6月26日(木)	26年度通常総会並びに交流会	学士会館
7	7月3日(木)	第11回東京産業安全衛生大会	一ツ橋ホール
8	7月29日(火)	第100回理事会	東京産業保健総合支援センター
9	9月29日(月)	第101回理事会	東京産業保健総合支援センター
10	9月18日(木)	南関東ブロック会議 出席7名	神奈川支部
11	9月19日(金)	26年度第2回支部研修会	港勤労福祉会館
12	10月29日(水)	産業保健フォーラム in Tokyo 2014	ティアラ江東
13	11月19日(水)	第102回理事会	東京産業保健総合支援センター
14	1月21日(水)	第103回理事会	東京産業保健総合支援センター
15	3月6日(金)	26年度第3回支部研修会	東京産業保健総合支援センター
16	3月19日(金)	第104回理事会	東京産業保健総合支援センター

## 編集後記

お気づきかと思いますが、本号では東京労働局の安全・健康両課長の寄稿に倣い、各寄稿者名の所に、「Safe Work TOKYO」のロゴマークを表示しました。

東京労働局は、「第12次東京労働局労働災害防止計画」について「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに、「官民一体」となった取組みを推進しています。本ロゴマークは、そのシンボルとして周知活用し、労働災害防止活動の推進と安全意識の高揚を、図ろうとするものです。

我々、東京支部も東京労働局の意気込みを全面的にバックアップしていく気概を込めて、全寄稿文にこのロゴマークを表示しました。

東京支部会員のみならず、本誌の読者の皆様、是非このロゴマークを活用し、労働安全衛生推進の一助とされるようお願い申し上げます。

編集委員：高野、林(久)、山崎、川田、浦山

**改訂4版 労災防止活動推進ハンドブック**

B5判/250頁 定価 2,160円(税込)

日本労働組合総連合会 監修



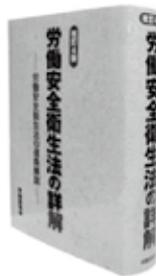
「職場パトロールを通じて労災防止活動を進めるための身近なマニュアルがほしい!」という要望にお応えし、わかりやすく、使いやすく、作業現場の改善に役立つ実践的な活動ツールとして活用いただけます!

平成26年12月1日現在の最新の安衛法と関連政省令に完全対応!

**改訂4版 労働安全衛生法の詳解**

～労働安全衛生法の逐条解説～

A5判/1,000頁 定価 8,640円(税込)  
労働調査会 出版局 編



関係政省令をあわせると何千条にも及ぶ莫大な法制度である労働安全衛生法。本書では、労働災害の推移と日本における安全衛生法制の沿革、労働安全衛生法制定の経緯を解説したのち、各条文について体系的に逐条的解説した。また、改正安衛法の概要も網羅した完全反映版!

**労働安全衛生法実務便覧 【改訂16版】**

A6判/634頁 定価 1,901円(税込)  
労働調査会 出版局 編



平成26年12月1日現在の労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令の全条文を収録。主な改正点は、次の通り。

- 労働安全衛生法の改正(H26・6・25公布)
- 1 化学物質管理のあり方の見直し
- 2 ストレスチェック制度の創設
- 3 受動喫煙防止対策の推進
- 4 重大な労働災害を繰り返す企業への対応
- 5 外国に立地する検査機関等への対応
- 6 規制・届出の見直し

**労働安全衛生規則実務便覧 【改訂15版】**

A6判/746頁 定価 1,901円(税込)  
労働調査会 出版局 編



平成26年12月1日現在の労働安全衛生規則の全条文を収録。

- 主な改正点は、次の通り。
- 車両系木材伐出機械の業務を特別教育の対象化。車両系木材伐出機械の安全基準の新設。機械集材装置等による労働災害の防止を図るための措置の追加。簡易架線集材装置の労働災害の防止を図るための措置の新設
- 安衛則別表第2表示対象物質の追加、通知対象物質の裾切値の引下げ、安衛則別表第7関係の計画の届出をすべき機械等の追加など

コード	書籍名	特別価格(税込)	送料	注文数
301287	改訂4版 労災防止活動推進ハンドブック	¥1,944	¥216	冊
301482	改訂4版 労働安全衛生法の詳解	¥7,776	¥463	冊
301435	労働安全衛生法実務便覧 【改訂16版】(緑)	¥1,711	¥463	冊
301436	労働安全衛生規則実務便覧 【改訂15版】(赤)	¥1,711	¥463	冊

- ◆ご注文品は、発注日から約5～6営業日後の納品となります。ご注文品は、労働調査会より請求書・郵便振替用紙を同封して発送いたします。
- ◆記載の送料は1冊あたりの梱包送料金です。合計2冊以上のご注文の場合は、重量等により実費をご請求させていただきます。
- ◆落丁・乱丁等不良品はお取り替えいたしますが、お客様の都合による返品は受け付けられませんのでご了承願います。
- ◆弊社発行の他の図書をご注文ご希望の方は、余白にご記入下さい。
- ◆ご注文を頂いた方の個人情報は、注文品のお届け及び代金のご請求、弊社の図書及び定期誌刊行物のご案内をするためにのみ使用いたします。

注文日：2015年 月 日	
〒	
ご住所	
Tel/Fax	TEL ( ) - FAX ( ) -
ご社名 部署名	ご芳名

お問合せ(発行・販売元)：労働調査会 東京支社(担当者/田尻)

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-4-5 調査会ビル 5F Tel(03)6858-3401 FAX(03)6858-3402 <http://www.chosakai.co.jp/>

☆ご注文はFAXでお願いします☆

FAX:  0120-801-811

働くルールの情報発信基地、**No.1**を目指します。

みなさまが  
いそいそ働ける環境づくりをサポート！

**労働新聞**

64年の実績を誇る人事・賃金・労務の総合情報紙

**安全スタッフ**

労災防止業務をサポートする実務的な専門誌

**労経ファイル**

労働経済資料・各種審議会情報や労働法令の速報資料誌

**安全衛生ノート**

第一線監督者向け安全衛生管理の実務誌

**安全対策の決め手**

できる職長の実務必携

<http://www.rodo.co.jp/>

**労働新聞社の、総合情報サービス！**

読者専用サイトが格段に使いやすくなりました

労働新聞  
読者専用WEBにて

無料動画配信中

安全スタッフ  
読者専用WEBにて

弁護士など専門家によるセミナー動画を配信中



労働新聞社

〒173-0022 東京都板橋区仲町 29-9  
TEL : 03-3956-3151 FAX : 03-3956-1611

労働新聞社

検索

(公社)東京労働基準協会連合会講習会のご案内

(平成27年7月～12月)

講習会名		科目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
技能講習	フォークリフト(11時間)	学科 1日	6/29日(月)		8/31(月)		9日(月)	
		実技 1日	3日(金)		4日(金)		13日(金)	
	フォークリフト(31時間)	学科 1日	6/29日(月)	4日(火)	8/31(月)	5日(月)	9日(月)	1日(火)
		実技 3日	6/30日(火)～2日(木) 4日(土)5日(日)11日(土)	5日(水)～7日(金)	1日(火)～3日(木) 5日(土)6日(日)12日(土)	6日(火)～8日(木) 10日(土)11日(日)17日(土)	10日(火)～12日(木) 14日(土)15日(日)21日(土)	2日(水)～4日(金)
	玉掛け	学科 2日	27日(月)～28日(火)	24日(月)～25日(火)	24日(木)～25日(金)	19日(月)～20日(火)	16日(月)～17日(火)	14日(月)～15日(火)
		実技 1日	29日(水)/30日(木)/31日(金)	26日(水)/27日(木)/28日(金)	28日(月)/29日(火)/30日(水)	21日(水)/22日(木)/23日(金)	18日(水)/19日(木)/20日(金)	16日(水)/17日(木)/18日(金)
	ガス溶接	学科 1日	2日(木)	3日(月)	1日(火)	1日(木)	5日(木)	2日(水)
		実技 1日	3日(金)	4日(火)	2日(水)	2日(金)	6日(金)	3日(木)
	小型移動式クレーン	学科 2日	6日(月)～7日(火)		7日(月)～8日(火)		24日(火)～25日(水)	
		実技 1日	8日(水)/9日(木)		9日(水)/10日(木)		26日(木)/27日(金)	
	床上操作式クレーン	学科 2日		17日(月)～18日(火)		26日(月)～27日(火)		7日(月)～8日(火)
		実技 1日		19日(水)/20日(木)/21日(金)		28日(水)/29日(木)/30日(金)		9日(水)/10日(木)/11日(金)
	高所作業車(10m以上)	学科 1日	21日(火)		15日(火)		4日(水)	
		実技 1日	22日(水)/23日(木)/24日(金)		16日(水)/17日(木)/18日(金)		5日(木)/6日(金)/9日(月)	
	プレス機械	学科 2日			8日(火)～9日(水)			
	乾燥設備	学科 2日		6日(木)～7日(金)			5日(木)～6日(金)	
	はい作業	学科 2日		3日(月)～4日(火)		6日(火)～7日(水)		8日(火)～9日(水)
	木工機械	学科 2日				8日(木)～9日(金)		
	酸素欠乏・硫化水素	学科 2日	14日(火)～15日(水)	18日(火)～19日(水)	14日(月)～15日(火)	13日(火)～14日(水)	17日(火)～18日(水)	15日(火)～16日(水)
		実技 1日	16日(木)/17日(金)	20日(木)/21日(金)	16日(水)/17日(木)	15日(木)/16日(金)	19日(木)/20日(金)	17日(木)/18日(金)
有機溶剤	学科 2日	9日(木)～10日(金)	17日(月)～18日(火)	3日(木)～4日(金)	8日(木)～9日(金)	10日(火)～11日(水)	10日(木)～11日(金)	
		30日(木)～31日(金)		24日(木)～25日(金)	26日(月)～27日(火)	26日(木)～27日(金)		
特化・四アルキル鉛	学科 2日	6日(月)～7日(火)	6日(木)～7日(金)	10日(木)～11日(金)	1日(木)～2日(金)	12日(木)～13日(金)	3日(木)～4日(金)	
		23日(木)～24日(金)	26日(水)～27日(木)		22日(木)～23日(金)		21日(月)～22日(火)	
石綿	学科 2日	21日(火)～22日(水)	10日(月)～11日(火)	1日(火)～2日(水)	21日(水)～22日(木)	9日(月)～10日(火)	1日(火)～2日(水)	
				28日(月)～29日(火)			21日(月)～22日(火)	
鉛	学科 2日	1日(水)～2日(木)			1日(木)～2日(金)			
特別教育	自由研削	学科・実技 1日	22日(水)	24日(月)	24日(木)	28日(水)	26日(木)	22日(火)
	アーク溶接	学科 2日	8日(水)～9日(木)	5日(水)～6日(木)	16日(水)～17日(木)	13日(火)～14日(水)	16日(月)～17日(火)	14日(月)～15日(火)
		実技 1日	10日(金)	7日(金)	18日(金)	15日(木)	18日(水)	16日(水)
	高所作業車(10m未満)	学科・実技 1日		25日(火)		19日(月)		7日(月)
	低圧電気	学科 1日	13日(月)	17日(月)	7日(月)	5日(月)	9日(月)	8日(火)
		実技 1日	14日(火)/15日(水)/16日(木)	18日(火)/19日(水)/20日(木)	8日(火)/9日(水)/10日(木)	6日(火)/7日(水)/8日(木)	10日(火)/11日(水)/12日(木)	9日(水)/10日(木)/11日(金)
	高圧・特別高圧	学科 2日	22日(水)～23日(木)	24日(月)～25日(火)	24日(木)～25日(金)	28日(水)～29日(木)	24日(火)～25日(水)	21日(月)～22日(火)
粉じん	学科 1日	6日(月)			29日(木)		9日(水)	
ダイオキシン	学科 1日		7日(金)			16日(月)		
受験準備	衛生管理者	1種 4日	6日(月)～9日(木)	3日(月)～6日(木)	1日(火)～4日(金)	19日(月)～22日(木)		1日(火)～4日(金)
		2種 3日	6日(月)～8日(水)	3日(月)～5日(水)	1日(火)～3日(木)	19日(月)～21日(水)		1日(火)～3日(木)
		特例 2日	8日(水)～9日(木)	5日(水)～6日(木)	3日(木)～4日(金)	21日(水)～22日(木)		3日(木)～4日(金)
X線作業主任者	学科 2日				28日(水)～29日(木)			
その他	携帯用丸のこ盤	学科・実技 1日	30日(木)		14日(月)		24日(火)	
	職長教育	学科 2日	27日(月)～28日(火)	27日(木)～28日(金)	28日(月)～29日(火)	26日(月)～27日(火)	24日(火)～25日(水)	10日(木)～11日(金)
	安全衛生推進者	学科 2日	1日(水)～2日(木)	3日(月)～4日(火)	7日(月)～8日(火)	6日(火)～7日(水)	4日(水)～5日(木)	1日(火)～2日(水)
	衛生推進者	学科 1日	21日(火)	5日(水)	10日(木)	5日(月)	10日(火)	4日(金)
	安全管理者選任時研修	学科 2日	30日(木)～31日(金)	24日(月)～25日(火)	14日(月)～15日(火)	19日(月)～20日(火)	12日(木)～13日(金)	7日(月)～8日(火)
	衛生管理者能力向上	学科 2日					4日(水)～5日(木)	
	KYT研修	学科 1日	23日(木)	31日(月)	30日(水)	23日(金)	27日(金)	14日(月)
他会場	講習会名	衛生管理者						
	開催日	21日(火)～24日(金)						
八王子会場 (八王子労政会館)	講習会名	石綿	有機溶剤					安全衛生推進者
	開催日	9日(木)～10日(金)	27日(木)～28日(金)					3日(木)～4日(金)

※申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなります。  
 ※講習会に関する詳細はホームページ又は講習案内をご覧ください。  
 ※八王子会場の講習についてのお問い合わせ・お申し込みは八王子労働基準協会(042-644-2090)  
 ・青梅労働基準協会(0428-24-8917)・立川労働基準協会(042-526-3247)までお願いいたします。

講習に関する詳しい内容・お申し込みはこちらから  
 (公社)東京労働基準協会連合会  
 〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1 **東基連** 検索  
 TEL 03-5678-5556 FAX 03-5678-6433

通達探しに苦労しない！ 条文からすぐに解釈例規が探せる！

膨大な安全衛生法令と解説情報・資料のデジタル化を実現！  
法令管理の労力を飛躍的に軽減させる実務者待望のWEBツールです。

# 安全衛生セレクション

著者：村木宏吉（労働衛生コンサルタント／元神奈川労働局主任労働衛生専門官）他

年間利用料 1ライセンス 定価 本体90,000円＋税

## 1 多岐にわたる関係法令をWEBで一元管理

多岐にわたる関係法令をWEBで一元管理することにより、情報の収集・理解・加工等の労力や改正のチェック漏れなどのリスクが飛躍的に軽減できます。

## 2 法令の理解と運用を助ける充実のコンテンツ

膨大な法令をカバーするだけでなく、法令改正の概要、法令解説、各種資料、改正前ニュース、FAQ、相談室など、実務をバックアップする充実のコンテンツを備えていますので、法令管理の経験の多寡にかかわらずご利用いただけます。

## 3 環境マネジメントにおける法令管理に対応

届出・報告・選任・基準値などの法令要求事項を抽出した「法規制登録簿」を掲載。環境マネジメントシステムの中で安全衛生法令を管理しているケースでもスムーズにご利用いただけます。

### 【商品概要】

コンテンツ	概要
関係条文集	法令の条文から解釈例規が閲覧可能 労働安全衛生法は逐条解説、ケーススタディも掲載
改正情報	各法令の改正内容を解説
改正前ニュース	審議会等改正前のニュースを紹介
通達集	関係法令に関する通達を収録
法規制登録簿	届出・報告・選任・基準値遵守などの法的要求事項のエッセンスを抽出 (ダウンロード可能)
資料集	安全衛生の関係資料を収録(読本『初歩の労働安全衛生法』、キーワード解説 等)
FAQ	安全衛生関係法令に関する、よくある疑問をQ&A形式で提供
メールマガジン	厚生労働省告示情報や労災ニュース等を定期配信(月1回)

商品の詳細は



第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640